

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする 公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立大山自然歴史館	一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄 西伯郡大山町大山39-5	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで
鳥取県立大山駐車場	〃	〃